

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について〔令和8年6月分〕

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260609	GKU 株式会社（法人番号4070001006655）代表者川手和義	群馬県高崎市中大類町118番3	東北営業所	宮城県加美郡加美町菜切谷字出羽道一番11番1	輸送施設の使用停止（51日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）法第15条第4項	令和8年2月3日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第7条第1項、第2項、第3項）、(2)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反（安全規則第10条第2項）、(4)高齢運転者に対する運転適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	6	6
20260609	NOWトランス 株式会社（法人番号7370001043657）代表者今野藤悦	宮城県黒川郡大衡村駒場字深待24-25	大衡営業所	宮城県黒川郡大衡村駒場字深待24-25	文書警告	法第15条第4項	令和8年4月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、(2)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	0	0
20260611	株式会社 春日野運送（法人番号5210001011219）代表者春日野敏久	福井県三方郡美浜町山上77号峰広11番2	福島営業所	福島県本宮市本宮字小原田200-2 TJKハウスⅡ102	輸送施設の使用停止（210日車）及び文書警告	法第15条第1項第1号、法第15条第4項	令和7年12月15日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施した結果6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反（安全規則第3条第4項）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】（安全規則第7条第5項）、(4)業務の記録義務違反【不実記載】（安全規則第8条）、(5)運行記録計による記録義務違反【不実記載】（安全規則第9条）(6)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）	21	21
20260618	有限会社 ムラヨシ運輸（法人番号7400002007319）代表者田村道美	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割320番地	本社営業所	岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第5地割320番地	事業停止（3日間）、輸送施設の使用停止（207日車）	法第8条第1項、法第15条第4項	令和8年1月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果7件の違反が認められた。(1)自動車車庫の位置及び収容能力違反（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）、(2)点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、(3)点呼の記録義務違反【不実記載】（安全規則第7条第5項）、(4)業務の記録義務違反【不実記載】（安全規則第8条）、(5)運行記録計による記録義務違反【不実記載】（安全規則第9条）、(6)運転者の指導監督義務違反（安全規則第10条第1項）、(7)運転者の指導監督記録義務違反【不実記載】（安全規則第10条第1項）	30	30

※事業者点数は、行政処分等の年月日時分で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。